

県南広域振興局長告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成27年4月7日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901654	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	ヘルパーセンター藤沢	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年4月1日

2 訪問入浴

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901662	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	訪問入浴センター藤沢	一関市藤沢町藤沢字町裏55番地	平成27年4月1日